

各位

2024年10月15日

会社名 株式会社トリプルアイズ 代表者名 代表取締役 山田 雄一郎 (コード番号:5026 東証グロース) 問合わせ先 執行役員 近藤 一寛 (TEL.03-3526-2201)

### 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、2024年11月28日開催予定の第16回定時株主総会に、下記の通り資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第 447 条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。また、繰越欠損金の欠損填補を行い、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策及び財務戦略上の機動性並びに柔軟性を確保することを目的として、会社法第 452 条の規定に基づく剰余金の処分を行うものであります。

#### 2. 内容

- (1) 資本金の額の減少の内容
  - ① 減少する資本金の額

2024年10月15日時点の資本金の額671,670,400円のうち、661,660,400円減少させ、10,010,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### ② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 **661,660,400** 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

③ 資本金の額の減少が効力を生ずる日 2025年1月7日を予定しております。

#### (2) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

2024 年 10 月 15 日時点の資本準備金の額 1,441,710,250 円のうち、1,441,710,250 円減少させ、0 円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

### ② 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額 1,441,710,250 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

③ 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2025年1月7日を予定しております。

### (3) 剰余金の処分の内容

2024年8月期において、当社の利益剰余金は962,890,452円の欠損となっております。上記(1)の資本金の額の減少及び(2)資本準備金の額の減少の双方の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金962,890,452円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行います。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- ① 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 962,890,452円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金962,890,452 円
- ③ 剰余金の処分が効力を生ずる日 2025年1月7日を予定しております。

# 3. 日程

### (1) 資本金の額の減少について

取締役会決議	2024年10月15日
株主総会決議	2024年11月28日(予定)
債権者異議申述最終期日	2025年1月6日 (予定)
効力発生日	2025年1月7日 (予定)

# (2) 資本準備金の額の減少について

取締役会決議	2024年10月15日
株主総会決議	2024年11月28日(予定)
債権者異議申述最終期日	2025年1月6日 (予定)
効力発生日	2025年1月7日 (予定)

## (3) 剰余金の処分について

取締役会決議	2024年10月15日
株主総会決議	2024年11月28日 (予定)
効力発生日	2025年1月7日 (予定)

### 4. 今後の見通し

本件は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。 なお、本件は、2024 年 11 月 28 日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上